

山口きらら博記念公園
公園施設設置管理者
募集要項

令和 7年 10 月 8日

山口きらら博記念公園交流拠点化推進室

1 目的

県では、「山口きらら博記念公園を拠点とした県民の活力の創出・発信」を掲げ、交流拠点化に向けた取組を進めていくこととしており、「山口きらら博記念公園みらいビジョン」（以下、「みらいビジョン」という）を令和6年3月に策定したところです。

このみらいビジョンに沿って公園へ新たな機能を導入することを目指しており、この一環として、山口きらら博記念公園の魅力の向上を図るとともに、公園の利便性の向上及び賑わいの創出を図るため、公園施設の設置管理を希望する事業者からの提案を公募し、交渉権者を選定するものです。

2 概要

(1) 事業場所

山口きらら博記念公園内（山口県山口市阿知須 10509 番 50 地内）別添図面 1 参照

(2) 事業内容

事業者が公園施設の設置許可※を受けて、自己資金により公園施設の建設及び管理運営を行う。制度詳細は別添資料 1 「設置許可申請手続」参照

(3) 公募対象施設

本募集要項では、以下の公園施設を公募の対象とする。

公園の機能向上や運営面の観点から、複数の公園施設を組み合わせた提案も可能とする。

表 1 公募対象公園施設

公園施設
・大型アスレチック施設、マリナクティビティ施設 ・宿泊施設、温浴施設、グランピング施設、コテージ ・コンビニエンスストア、売店、レストラン、その他収益施設

(4) 公園施設設置許可の根拠

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 5 条第 1 項

(5) 事業期間

10 年以内（工事期間を含む）

※ただし、設置許可の更新を前提に、10 年を超える期間の提案も可能とする。

(6) 営業開始日

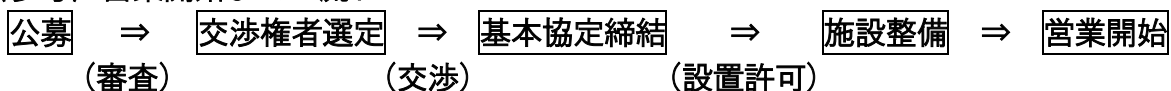
原則として基本協定締結から 2 年以内に開業する。

なお、施設の規模、基盤整備の進捗などの事情により開業が 2 年を超える場合は、別途協議する。

(7) 交渉権者選定方法

選定委員会による審査の結果、一定水準に達した者全てを交渉権者に選定する。

〈参考〉営業開始までの流れ



3 山口きらら博記念公園の概要

詳細は別添「資料2」参照

(1) 公園面積

約 130.3ha

(2) 主要公園施設

1) 既存施設

多目的ドーム、水泳プール、多目的広場、スポーツ広場、サッカー・ラグビー場、ビーチバレー場、月の海、太陽の丘、トリムの広場（複合遊具他）、大芝生広場、2050年の森、フラワーガーデン、大型複合遊具広場、駐車場 など

2) 今後県による整備を予定している施設

親水広場、アーバンスポーツ施設・体験学習施設、ドッグラン、森林・林業体験学習館、キャノピーウォーク など

3) 既に設置管理許可により事業を行っている施設

レストラン(ドッグラン併設)、BBQ施設、キャンプ場

4) 今後指定管理者が設置管理許可により整備を予定している施設

カフェ（令和8年度中の運営開始に向けて調整中）

(3) 開園日・開園時間

・開園日：1月4日～12月28日

※ただし毎月第1・3月曜日は施設の点検のため、多目的ドーム等の有料施設は休館。

・開園時間：7時～22時（閉門22時30分）

(4) 年間利用者数

令和6年度実績（年間利用者数）： 約 92万人

※上記は有料施設及びイベント等の人数で、散策・ジョギング・遊戯等の来園者は含んでいない。

(5) 交通アクセス

（車を利用の場合）

山陽自動車道山口南ICから20分、山口宇部道路阿知須ICから約10分

山口宇部空港から20分、JR新山口駅から約15分

（鉄道を利用の場合）

JR宇部線 阿知須駅から徒歩約30分

4 設置管理施設の各種条件

(1) 建築条件

ア 設置場所

- ・設置場所は、別添図面2に示すエリア内を対象とする。（別添図面2参照）
- ・複数の場所での設置を提案することも可能。

イ 敷地面積

- ・公園施設の機能（運営）に支障がない範囲内であれば、敷地面積は問わない。

ウ 建築面積等

- ・関係法令を遵守していれば、原則として建物の建築面積（別棟の倉庫等も含む）は問わない。
- ・ただし、大規模な施設の建設を予定している場合は、山口県立都市公園条例に基づく建築面積の割合基準を満たしているかどうかを確認する必要があるため、事前に県へ問い合わせること。

エ デザイン

- ・周囲の自然景観との調和を最大限意識した施設景観とする。
- ・屋外照明灯等にかかる電線類は埋設とする。
- ・周囲の自然景観と調和するように、緑地帯（芝生、花壇等を含む）を適宜設けるものとする。

オ 諸室

提案した公園施設の運営に必要な諸室（事務室、更衣室等含む）以外は、原則として認められない。

カ バリアフリー

屋外通路等も含めて、障害者や高齢者等、誰もが使いやすい施設となるよう、配慮するものとする。（山口県福祉のまちづくり条例による。）

キ 駐車場

- ・施設に併設して専用駐車場を整備することができる。
- ・専用駐車場を整備する場合は、必ず障害者用駐車スペースを確保するものとする（管理用車両専用駐車場のみの場合を除く）。
- ・専用駐車場を整備せず、公園の既存駐車場を利用することも可能である。

（２）利用経路及び誘導

- ・施設併設の専用駐車場を整備する場合は、原則、車両を進入させることができる経路に施設への進入道路を接続すること。・・・別添図面３参照
- ・公園内に施設への案内看板の設置を可能とする。（施設同様、設置許可による。）ただし、看板の内容は、山口県屋外広告物条例、山口市景観計画及び山口市景観デザインガイドラインの規定に沿う必要があるため、事前に山口市都市計画課と協議すること。

（３）建設の役割分担

- ・建設工事の基本的役割分担は下表のとおりとする。
- ・下記以外の工事が生じる場合も含め、具体的には交渉権者として選定後に県と個別に協議する。

表 2 建設工事の役割分担

建設工事内容	負担区分		備考
	事業者	県	
敷地造成工事		○	
施設建築工事	○		
許可敷地内外構工事	○		駐車場、植樹等含む
許可敷地内給排水・電気工事	○		
許可敷地までの給排水・電気引込工事		○	
許可敷地までの通路工事		○	車両通路の他、歩道も含む
施設誘導看板工事	○		

（４）使用料

- ・設置許可に伴う使用料：約 80 円／㎡・年（減免適用後）

(5) 管理運営経費

- ・事業者は、許可敷地内の管理運営経費について全て自らの負担で行うものとする。
- ・事業者は、許可敷地内で生じるすべての光熱水費を負担するものとする。なお、事業者は電気等の事業者と直接契約もしくは個別メーター等の取り付けにより、使用量に応じた指定管理者からの個別の実費請求に応じるものとする。

(6) 営業条件

ア 営業時間

事業者自ら提案するものとする。

イ 料金の設定

施設利用者から料金を徴収して運営する場合は、施設利用者が利用しやすい価格帯とする。

ウ 営業内容の変更

提案の中核部分を変更する場合は、理由を示した上で県の上の承認が必要となる。

エ 私権の制限

事業者は、以下の行為を行うことができない。

- ・施設の所有権を第三者に譲渡すること。
- ・敷地内に自動販売機を設置すること。ただし、事前に県と協議し、県の上の承認を得た場合は、この限りではない。

(7) 設置許可申請

- ・事業者は、工事着手前に公園施設設置許可申請書を県に提出し、許可を受けなければならない。

(8) その他の条件等

ア 関係法令等の遵守

- ・事業の実施にあたっては、関連する関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の趣旨と照らし合わせて適宜参考にすること。
- ・事業の実施にあたり必要な許認可の取得や手続きについては、事業者の負担により実施すること。

イ 景観の保持

- ・公共空間であることを常に意識し、施設内及び周辺の美観に努めること。
- ・公園区域内において屋外の広告掲示は禁止とする。

ウ 環境への配慮

- ・当該地周辺は漁場となっていることから、夜間照明等、漁業に影響を与えないよう配慮すること。
- ・当該地周辺は多くの野鳥の生息・飛来地となっていることから、これらの環境に影響を与えないよう配慮すること。

エ 営業補償

- ・他の公園利用（イベント利用、公園の一部利用制限等により管理施設の営業が制限される場合など）に起因し売上に影響が生じた場合の営業補償の請求には一切応じられない。
- ・台風等の異常気象時や災害発生、臨時の施設点検等により公園が休園になった場合の営業補償の請求には一切応じられない。

5 参加資格

本事業に参加することができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定するものでないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当して一般競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用するものでないこと。
- (3) 募集開始の日から応募の日までの間のいずれの日においても山口県の工事請負、業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加資格停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始及び破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者並びにこれらの申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に規定する暴力団又はそれらに関連すると認めるに足りる相当の理由のあるものでないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業、接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業及びこれらに類する業を営む者でないこと。
- (7) 国税及び地方税を完納していること。

6 応募方法等

(1) スケジュール

- ・スケジュールは下表のとおりとする。

表 3 公募スケジュール

項目	時期		
質問受付期間	令和 7 年 10 月 8 日（水）	～	令和 7 年 11 月 28 日（金）
現地説明（土日除く）	令和 7 年 10 月 14 日（火）	～	令和 7 年 11 月 28 日（金）
質問回答（随時回答）		～	令和 7 年 11 月 28 日（金）
提案書等提出期限	令和 8 年 1 月 13 日（火）		
選定委員会（プレゼン・ヒアリング）	令和 8 年 1 月下旬		
交渉権者選定	令和 8 年 1 月下旬		
基本協定の締結（交渉成立後）	個別交渉を踏まえ合意形成後随時		

(2) 現地説明

- ・現地説明は希望者ごとに個別に行う。
- ・希望する場合は、別添現地説明希望書（様式 5）に必要事項を記入し、希望日の 2 日前までに提出のこと。

(3) 質問の受付

- ・本募集に関する質問は、質問受付期間内に別添質問書（様式 6）により電子メールで提出するものとする。電話等による口頭の質問には回答できない。
- ・質問に対する回答は、山口きらら博記念公園交流拠点化推進室ホームページにて公表する。（<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/256/>）

(4) 提出書類

表 4 提出書類

提出資料	様式	提出部数	備考
公募申込書	別添様式 1	1 部	
商業登記簿謄本	原本	1 部	
会社概要・事業概要	別添様式 2	1 部	
決算書等	写し	1 部	直近 3 ヶ年分
国税及び地方税の滞納がないことの証明書	写し	1 部	直近 3 ヶ年分
提案書	任意様式	10 部	A3(両面 10 枚以内)
暴力団排除に関する誓約書	別添様式 3	1 部	
応募資格について確約書	別添様式 4	1 部	

(5) 提案書の内容

- ・提案する公園施設は一施設に限らず、複数施設を組み合わせることや、離れた場所で施設を複数提案することも可能とする。
- ・提案書は A 3 とし、10 枚以内（両面）とすること。
- ・文字の大きさは、10pt 以上とすること。
- ・様式は任意とするが、必ず以下の内容を盛り込むこと。（複数の施設を提案する場合は、全ての施設について記載すること。）

表 5 提案書の記載事項

提案書の記載事項	
①施設コンセプト	
(1)コンセプト(基本理念)	施設概要（事業場所、レイアウト含む）、コンセプト（基本理念）、同種実績 等
(2)サービス	提供サービス内容(独自性)、営業時間(定休日)、運営体制 等
②安定性	資金計画：建設投資予定額及びその資金調達方法 営業計画：営業収支計画、広報計画
③地域貢献	地域貢献方法

(6) 提出方法及び提出先等

- ・応募資料の提出は、直接持参又は郵送とする。
- ・提出先・送付先は以下のとおり。

山口県土木建築部山口きらら博記念公園交流拠点化推進室（県庁 11 階）
 〒753-8501 山口市滝町 1 番 1 号 TEL 083-933-3732
- ・直接持参の場合は、受付期間内の土曜日、日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで受け付ける。
- ・郵送の場合は、期間内必着とする。
- ・郵送の場合は必ず電話にて受取確認を行うこと。電話確認なしに配送の不備等で未着となった場合は無効とする。
- ・書類審査時に資料の不足があった場合は失格とする。なお、受取時には当方では書類の不備等の確認は一切しないので留意のこと。
- ・書類に不足等があった場合は、受付期間内のみ再提出を認める。

7 事業者の選定方法

(1) 審査手順

- ・審査は以下のとおり実施する。
 - ◇1次審査 …… 提出資料の不備・不足等の確認、参加資格要件適合審査
 - ◇2次審査 …… 選定委員会による企画提案内容の審査
(プレゼンテーション、ヒアリングを含む)

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

- ・プレゼンテーション及びヒアリングは以下の日程で行う。
 - ◇日 時 令和8年1月下旬以降
※原則として応募受付順に行う。
※割当時間は準備、質疑を含め30分程度を想定している。
 - ◇場 所 山口県庁
 - ◇出席者 説明者含め3名以内とする。
- ・プレゼンテーションを実施する際には、事業者はPCを持参すること。
なお、モニター(HDMIケーブル)は当方で準備する。
- ・プレゼンテーションにおいては、提出した提案書に沿った内容とするものとし、提案書に記載のない事項の追加は認めない。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で実施する。

(3) 審査基準(評価項目・評価点)

- ・企画提案内容の審査は、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリング結果を踏まえ、下表の評価項目により評価を行う。(評価点の合計を算出:100点満点)
- ・複数機能を同時提案する場合は、提案内容に応じて、「①(1)コンセプト」について、高く評価する。

表6 審査基準(評価項目・評価点)

評価項目		評価	配点	評価点
①施設コンセプト等				
(1) コンセプト (基本理念)	施設の建設・運営にあたってのコンセプト(基本理念)について、その魅力度、当公園へのふさわしさ、特色などについて評価する。 ※複数機能を提案する場合は高く評価	1~5	40	評価×配点/5
(2) サービス	公園利用者に対するサービスの豊かさや特徴、周辺施設との連携や安全性(衛生面)、運営体制などについて評価する。	1~5	25	評価×配点/5
②安定性	同種事業実績、広報計画、収支計画等をもとに、安定的な経営の見込みについて評価する。	1~5	20	評価×配点/5
③地域貢献	建設時の県内産資材の活用や、運営時の地元雇用、イベント時の協力等、地域や公園に貢献する事項などについて評価する。	1~5	15	評価×配点/5
			100	

- ・一定水準を満たしていない場合は、交渉権者に選定しないので留意のこと。
- ・一定水準の基準は以下のとおり
 - a) 評価点合計が60点以上
 - b) 各項目が満点の4割以上
 - ①施設コンセプト等 26点以上
 - ②安定性 8点以上
 - ③地域貢献 6点以上

(4) 交渉権者の選定

- ・選定委員会の各委員の評価結果を総合し、一定水準に達した者全てを交渉権者に選定する。

(5) 審査結果の通知

- ・審査結果は各応募者に個別に通知する。
- ・選定されなかった応募者は、審査結果の通知を受けた日の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日、祝日を除く。）に書面（任意様式）にて評価結果の開示及び説明を受けることができる。
- ・なお、この際に関示できる内容は評価点合計（他者を含む。ただし、応募者名は伏せる。）及び順位とし、他者（交渉権者）の提案内容等については、企業の経営等ノウハウを有することが想定されるため、開示には応じられない。

(6) 交渉権者選定後の手続等

- ・交渉権者となった者と、本事業の実施に向けて交渉を行う。
- ・交渉にて合意した場合は、基本協定を締結する。
- ・基本協定を締結したのちは、山口きらら博記念公園交流拠点化推進室のホームページ上で、協定締結者の名称を公表する。

8 問合せ先

山口県土木建築部山口きらら博記念公園交流拠点化推進室 担当 志賀、徳重

〒753-8501 山口市滝町1番1号

TEL 083-933-3732 / FAX 083-933-3749

e-mail : a184002@pref.yamaguchi.lg.jp

〈様式・資料等一覧〉

◇様式

- 【様式1】 公募申込書
- 【様式2】 会社概要・事業概要
- 【様式3】 暴力団排除に関する誓約書
- 【様式4】 応募資格についての確約書
- 【様式5】 現地説明希望書
- 【様式6】 質問書

◇資料

- 【資料1】 設置許可申請手続
- 【資料2】 「山口きらら博記念公園」概要

◇参考図面、参考資料

- 【図面1】 事業場所位置図
- 【図面2】 公募対象エリア図
- 【図面3】 車両進入経路概略図
- 【図面4】 インフラ敷設図